

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 7 年 3 月 7 日

関係業者様

福島県警察本部警務部会計課長

公 告 日 号 及 び 番 号	令和 7 年 2 月 28 日 公告第 7 号
件 名	自動車保管場所現地調査業務
回 答 事 項	
【質問】 ① 現地調査報告書についてスマホにより調査し、最終的にフォーマットに落とす形式でも可能ですか。 【回答】 ① 不可です。 (仕様書 6 現地調査方法等 (3)保管場所としての調査事項) ア 申請書類を携行し申請書類の所在図により現地の状況の同一性を確認すること イ 権限疎明書面等により保管場所として継続使用できるか、また、名目のみの保管場所ではないかを申請者等に確かめること。 保管場所としての承諾に疑義を認めたときは申請者等に直接面接するか荷電して確実に確認すること。 ウ (省略)・・・保管場所と使用の本拠が2キロ以内かどうか。 エ 保管場所が障害物等で遮られることなく車両を出入りさせることができ、自動車全体を収容できるかどうか調査すること。 オ 申請された保管場所が商品置場、倉庫等に使用されておらず、常に保管場所として使用することができるか調査すること。 カ すでに登録されている車両を含め、申請された車両が収容可能か調査すること。 キ その他保管場所として適正か調査すること。 【質問】 ② 調査員は正社員もしくは、それに準ずる人と考えますが、協力会社に再委託することは可能でしょうか。	

【回答】

② 不可です。

(委託単価契約書 第5条 再委託の禁止)

乙は、本契約の委託業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

【質問】

③ データの受け渡しですが、毎日、警察署に出向き、そこからスタートするとの認識で良いですか。

【回答】

③ そのとおりです。

(仕様書 6 現地調査方法等 (1) 現地調査の委託)

現地調査の委託は原則として午前8時30分から9時までの間に、当該調査を必要とする場所を管轄する警察署長が、申請者から提出された自動車保管場所証明申請書及び添付書類を現地調査員に交付して行うものとする。

【質問】

④ 履行実績について、福島県発注の業務であれば計上して良いですか。(入札保証金免除関係)

【回答】

④ 福島県財務規則第249条第1項(2)のとおり、過去2年間に官公署と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し誠実に履行していることが、履行実績となります。

【質問】

⑤ 入札参加資格確認申請書に添付する財務諸表として財産目録が記載されていますが、作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書のみの添付でも良いのでしょうか。

【回答】

⑤ 入札公告2(5)及び入札説明書3(5)に示す入札参加資格要件が確認できるものであれば、貸借対照表及び損益計算書のみの添付も可とします。